

労働衛生行政の動向について

1. 「14次労働災害防止計画」について
2. 「兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画」について
(化学物質による健康障害防止対策)
3. お知らせ(全国労働衛生週間など)

兵庫労働局労働基準部 健康課
令和5年9月15日(金)



第14次労働災害防止計画について



労働災害防止計画とは

労働安全衛生法（第6条）に基づき、労働災害の防止に関し基本となる目標、重点課題等を厚生労働大臣が定める5か年計画。

【労働安全衛生法】

第六条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

(厚生労働省本省)
労働政策審議会 安全衛生分科会
R4年9月28日
R4年11月16日
R4年12月14日
R5年2月13日



(兵庫労働局)
兵庫地方労働審議会 労働災害防止部会
R5年2月13日

全国版の計画に基づき、
「兵庫第14次労働災害防止
推進5か年計画」を策定

第14次労働災害防止計画



厚生労働省HP

令和5年(2023年)4月1日～令和10年(2028年)3月31日までの5か年計画

計画の方向性

- 事業者の**安全衛生対策の促進と社会的に評価される環境の整備**を図っていく。そのために、厳しい経営環境等さまざまな事情があったとしても、**安全衛生対策に取り組むことが事業者の経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると**周知**する。
- 転倒等の個別の安全衛生の課題に取り組んでいく。
- 誠実に安全衛生に取り組まず、労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

8つの重点対策

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進

② 労働者(中高年齢の女性を中心に)の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進

⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業、建設業、製造業、林業

⑦ 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動

⑧ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電離放射線

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

第14次労働災害防止計画の特徴

1 指標の立て方・考え方

- 1 3次防まで
 - 1 種類の指標（災害件数、死亡者数、死傷者数の年千人率）
⇒災害件数等の目標を達成するために行政が何をするべきか、
指標が少ないので分析が困難
- 1 4次防
 - 2 種類の指標

アウトプット指標（手段）

事業者が達成を目指すもの（国は進捗状況をウォッチ）

アウトカム指標（目的）

アウトプット指標を達成した結果、国として何を達成したいか
（労働災害件数の減少、労働者が受ける恩恵 等）

アウトプット指標とアウトカム指標

災害を減らすという大目標（アウトカム指標）を達成するため、事業場には、行政が設定した災害防止対策等の目標（アウトプット指標）の達成に向け取り組んでいただく。
国は事業場の指導・支援等を行う。

⇒国は、①、②を分析する。

①アウトプット指標の達成状況を確認し、
行政の指導・支援等が有効であったか

②アウトカム指標の達成状況を確認し、
事業場の取り組みが災害件数の減少につながったか

⇒分析結果を計画の見直し等に活用する（PDCA）。

第14次労働災害防止計画の特徴

2 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 国全体として災害防止を進めるためには中小事業場の取り組みが重要。
 - ⇒経済状況の厳しさ等により、安全衛生対策の取組が遅れている。
 - ⇒安全衛生に取り組む事業者が人材確保や資金調達において有利になるなど社会的に評価される環境整備が必要。
- ・ ただし、労働者の安全衛生対策の責務を負うのは事業者
 - ⇒事業者は自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要。
 - ⇒意図して安全衛生対策の取り組みを怠り労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては罰則の適用も含めた厳正な対応

その上で、

- ・ 事業者が自発的に取り組むための意識啓発
- ・ 社会的に評価される環境整備

そのための具体的な方策として、

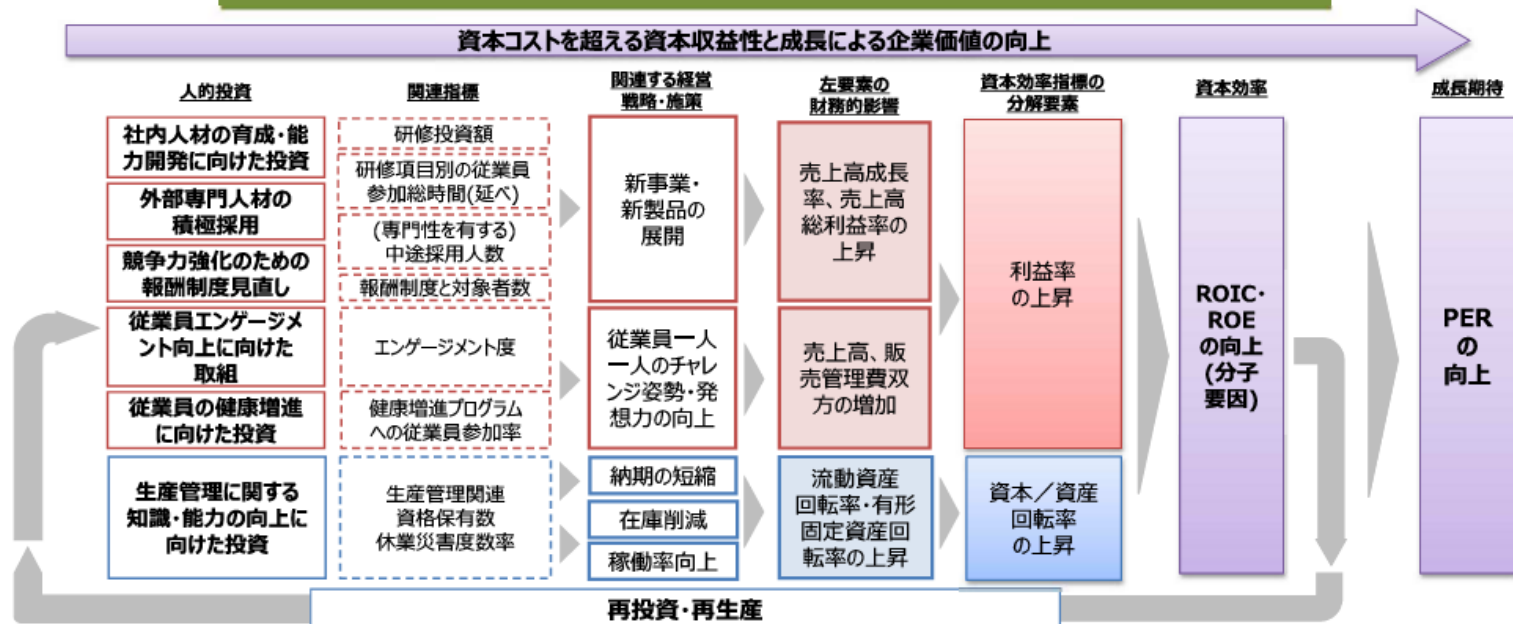
- ①「労働災害の発生件数・割合・死亡者数等」等の健康安全に関する事項の開示を進める事業場の支援（人的資本の可視化）
- ②「安全衛生の取組が見える化する仕組」を導入する事業場を広く周知（健康経営優良法人認定制度、安全衛生優良企業公表制度など）
- ③安全衛生対策費の助成、契約時の経費確保
- ④大学生等への労働安全衛生リテラシー教育
- ⑤労働安全衛生コンサルタント等による効果的な助言等（好事例、具体的な取組方法とその効果、DXの活用、安全衛生対策のメリットなど）

人的資本可視化指針（R4年8月 内閣官房）

コラム①：人的投資と企業価値向上のつながり（イメージ）

- 人的資本への投資は、例えば教育訓練費は財務会計上費用計上されるなど、短期的には資本効率を低下させる側面もある。しかし、中長期的な観点からは、経営戦略・施策の推進を支える基盤として、財務指標の改善、資本効率の向上、ひいては企業価値の向上をもたらすドライバーとなり得るものである。
- 企業経営者は、自社の人的資本への投資と関連する経営戦略・施策、そして財務指標や資本効率の向上につながる一連の相互関連性を分かりやすく示し、投資家の理解を得ていくことができれば、短期的な利益確保に対するプレッシャーを乗り越え、自社の人的資本への投資と長期的な企業価値向上の両立を目指していくことができる。

人的投資・経営戦略・資本効率・企業価値のつながり（例示的なイメージ図）



(注) 40・41ページにおいて示したROIC逆ツリー（例）、ROE逆ツリー（例）をベースに作成したイメージ図。

内閣官房HP



②「価値向上」と「リスク」マネジメントの観点の整理

- 開示事項の中には、企業の戦略的な企業価値向上に向けた取組を表現し、投資家からの評価を得ることを企図する「**価値向上**」に関する開示と、投資家からのリスクアセスメントニーズに応え、ネガティブな評価（devaluationやdivestment）を回避する観点から必要な「**リスク**」に関する開示の双方が含まれる。
- また、1つの開示事項の中に「**価値向上**」と「**リスク**」の双方の観点が含まれることもある。
- 例えば、人材育成やスキルに関する開示は「**価値向上**」の軸に力点が置かれている一方、ダイバーシティや身体的・精神的健康に関する開示は、イノベーションや生産性といった戦略的な「**価値向上**」とともに、企業の社会的責任に対する「**リスク**」のマネジメントの双方の観点から捉えられる開示事項と考えられる。
- 企業は、どのような開示ニーズに対応して当該事項を選択・開示するのか、明確にしながら開示を進めることが望ましい。

開示事項の階層（イメージ）

開示事項の例																	
育成			エンゲージメント	流動性			ダイバーシティ			健康・安全			労働慣行				コンプライアンス /倫理
リーダーシップ	育成	スキル/経験		採用	維持	サクセッション	ダイバーシティ	非差別	育児休業	精神的健康	身体的健康	安全	労働慣行	児童労働/強制労働	賃金の公正性	福利厚生	

「価値向上」の観点

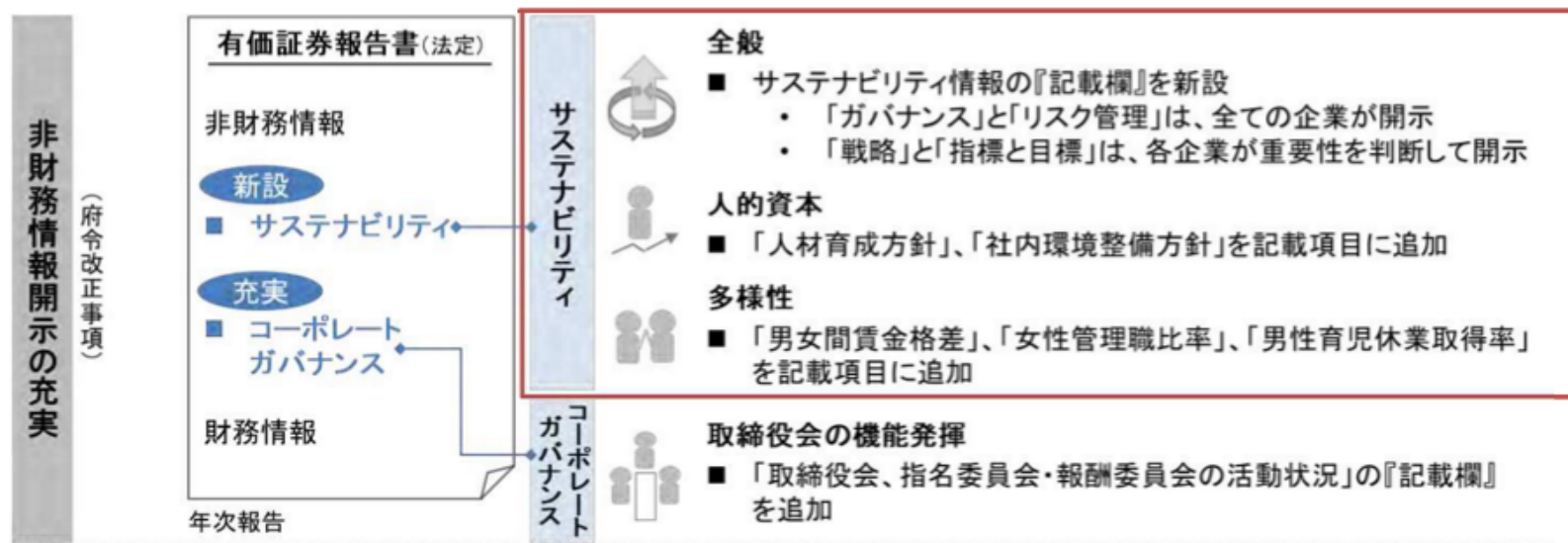
「リスク」マネジメントの観点

「人的資本可視化指針」（R4.8 非財務情報可視化研究会作成）から抜粋

3.2. 有価証券報告書における対応

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月）において、有価証券報告書にサステナビリティ情報の「記載欄」を新設すること、人的資本について「人材育成方針」、「社内環境整備方針」を有価証券報告書のサステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」の枠の開示項目に追加すること、多様性について「男女間賃金格差」、「女性管理職比率」、「男性育児休業取得率」を有価証券報告書の「従業員の状況」の中の開示項目に追加することが方針として示された。今後、開示府令の改正を経て、有価証券報告書の記載事項として上場会社等の開示が求められていくこととなる。
- 企業には、本指針で整理をしてきたとおり、自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略との関係性（統合的なストーリー）を描き出しながら、独自性と比較可能性のバランス、価値向上とリスクマネジメントの観点などを検討した上で、2.3.で示した4つの要素に沿って、自社の人材育成方針及び社内環境整備方針（「戦略」）、これと統合的で測定可能な指標（インプット、アウトプット、アウトカム等）やその目標、進捗状況（「指標と目標」）を積極的に開示していくことが期待される。

金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告の概要



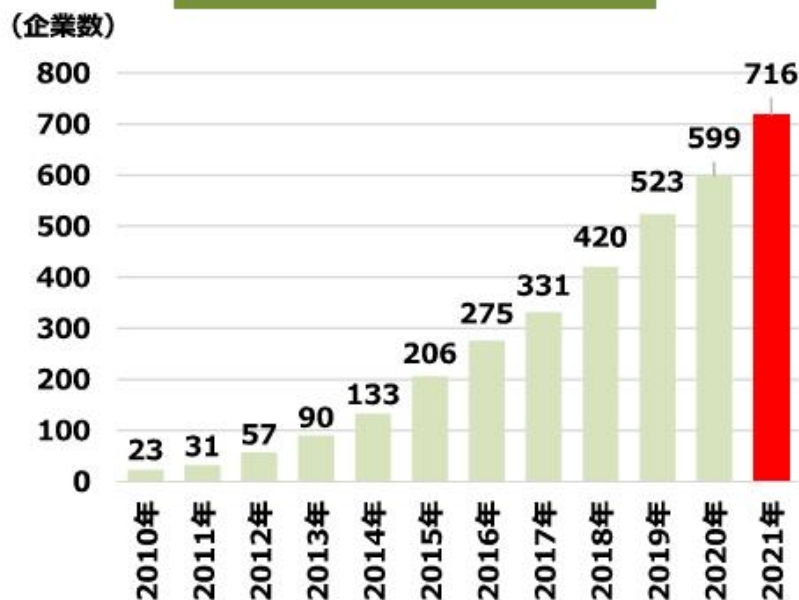
(出所) 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告概要（2022年6月13日）を基に作成。

「人的資本可視化指針」（R4.8 非財務情報可視化研究会作成）から抜粋

コラム⑧：進展する任意開示（統合報告書、健康経営等）

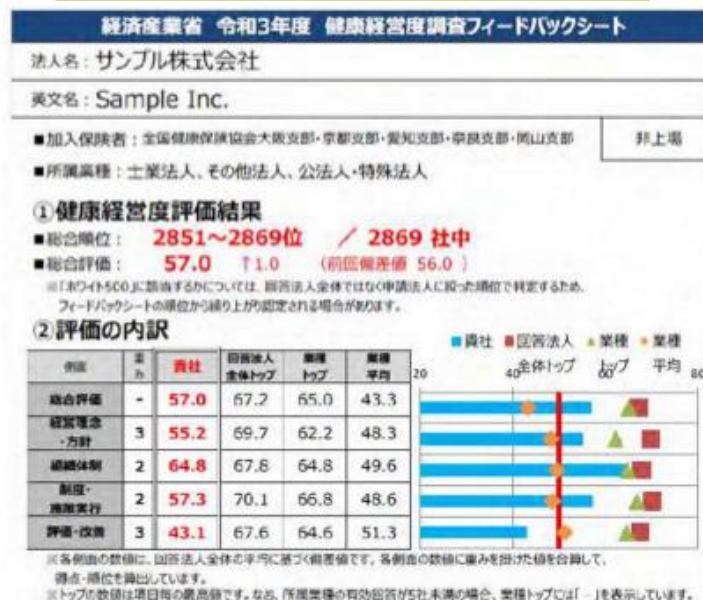
- 日本においては、過去約10年間に渡って**統合的な企業報告に向けた努力**が重ねられてきており、既に**700社以上の企業が統合報告書による開示**を進め、その質の向上に向けた努力も重ねられている。
- 本指針で描き出している**人的資本の可視化**は、統合報告書の作成・充実に係るこれまでの企業努力と軌を一にするものであり、人的資本の可視化を更なるきっかけとして統合的な企業報告を通じた対話が更に深化することが期待される。
- また、個別分野では、例えば経済産業省が実施する**健康経営度調査の回答企業数は2021年に2,869社**（上場会社1,058社を含む）と過去最多となった。
- 経済産業省ウェブサイトにおいて回答企業の**健康経営に関する理念・方針や施策、比較スコア等**を示したフィードバックシートが公表（任意）されており、企業数ベースで日経平均株価構成銘柄の69%を含む2,000社分のデータセットとなっている。
- こうした個別分野における開示推進の取組と人的資本全体の可視化とが相乗的に加速していくことも期待される。

統合報告書の発行企業数



(出所) 企業価値レポート・ラボ「国内自己表明型統合レポート発行企業等リスト2021年版」、経済産業省ウェブサイトを基に作成。

健康経営度調査フィードバックシート



「人的資本可視化指針」（R4.8 非財務情報可視化研究会作成）から抜粋

兵庫第14次労働災害防止推進 5 年計画について (化学物質による健康障害防止対策)



兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画

計画の重点事項（労働衛生関係）

1 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

2 労働者の健康確保対策の推進

- ① メンタルヘルス対策
- ② 過重労働対策
- ③ 産業保健活動の推進

3 化学物質等による健康障害防止対策の推進

- ① 化学物質による健康障害防止対策
- ② 石綿、粉じんによる健康障害防止対策
- ③ 熱中症による健康障害防止対策
- ④ 騒音、電離放射線による健康障害防止対策

兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画



令和5年4月
兵庫労働局

- 1 -

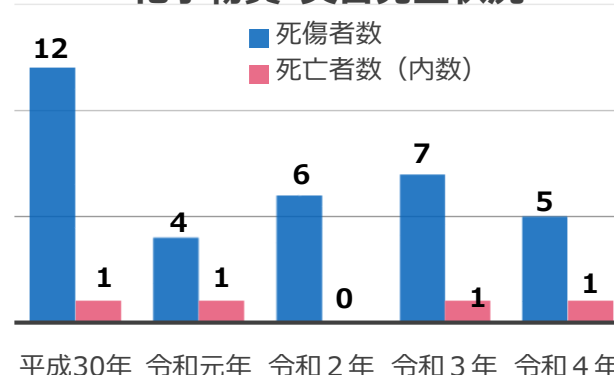


化学物質対策

○現状

- ・ 化学物質に関する労働災害（接触、爆発、火災）が、県内で多発
- ・ 改正法令の施行期間中

化学物質・災害発生状況



○アウトプット指標

- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質（ラベル表示やSDS交付の義務がないものに限る）について、**ラベル表示やSDSの交付**を行っている事業場の割合を2025年までに80%以上。
- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質（リスクアセスメントの義務がないものに限る）について、**リスクアセスメント**を行っている事業場の割合を2025年までに80%以上。
- ・ **リスクアセスメントの結果に基づく措置**を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上。

○アウトカム指標

化学物質に関する**労働災害（接触、爆発、火災）の件数**を13次防期間中に発生したものと比較して、5%以上削減させる。

事業者の取り組み

- ・ 化学物質管理者の選任（改正法令）
- ・ 保護具着用管理責任者の選任（改正法令）

局署（労働局と労働基準監督署）の取り組み

- ・ 法令改正について周知
- ・ 「ラベルでアクション」の周知
- ・ 委託事業の周知
- ・ 「化学物質による危険性又は有害性等の調査等に関する指針」（リスクアセスメント指針）の周知
- ・ 化学物質管理者講習、保護具着用管理責任者講習の受講機会の提供

職場における化学物質のあり方に関する検討会 (R1年9月～R3年7月)

日本の現状

- ・有機溶剤中毒予防規則（有機則）、特定化学物質障害予防規則（特化則）等による特別規則の規制対象外物質による災害が約8割。
- ・新たに規制しても、特別規則の規制対象外の物質に変更し、災害発生。
- ・作業環境測定結果が第3管理区分の割合が増加。
- ・中小企業の管理レベルが低い。
- ・リスクアセスメントの実施率が低い（約50%）

海外の現状

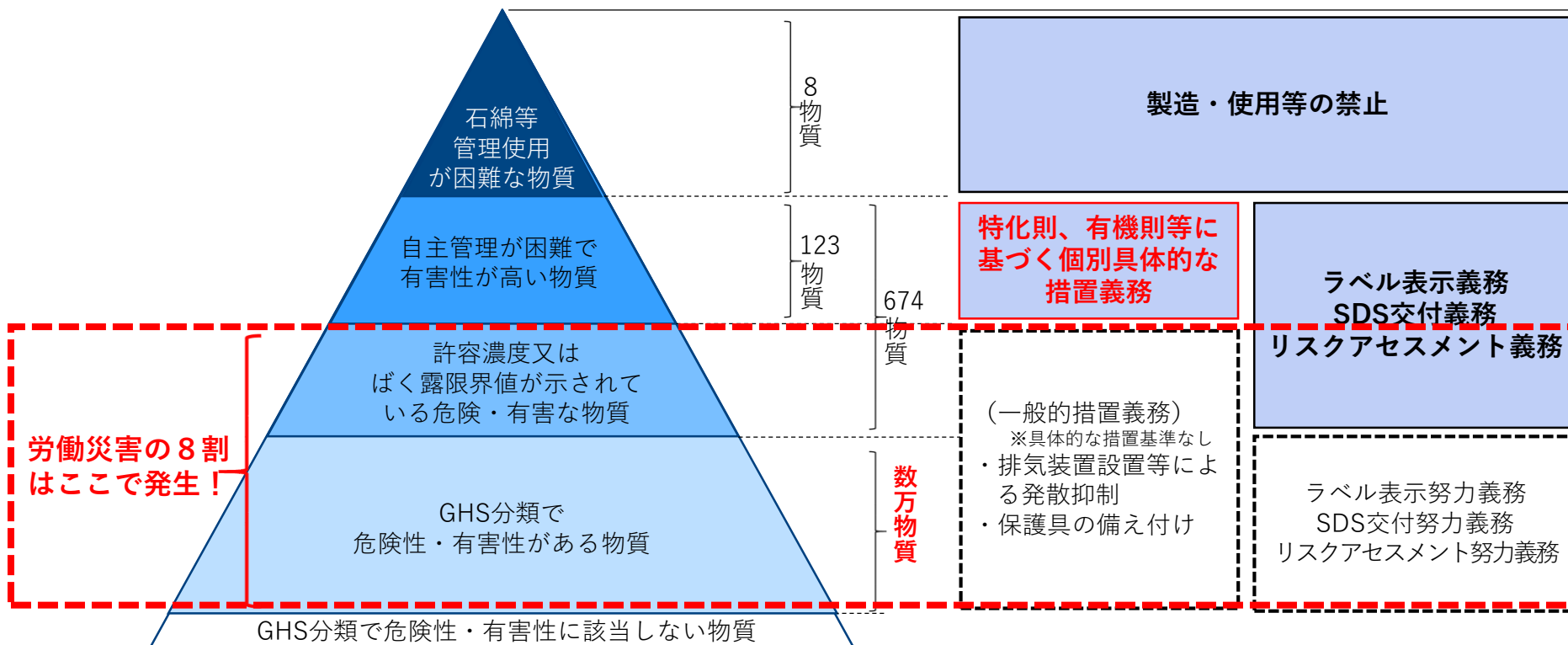
- ・欧州では、全ての物質に対するリスクアセスメントが義務化されているが、物質ごとの個別的な規制は無い。
- ・米国では、インダストリアルハイジニスト（専門家）の判断を重視しており、物質ごとの個別的な規制は無い。



検討会報告書の中で自律的な管理への転換について示された。

法令改正前の化学物質規制の仕組み

- 化学物質による休業4日以上の**労働災害の約8割は、具体的な措置義務のかかる123物質以外の物質により発生**
- これまで使っていた物質が措置義務対象に追加されると、**措置義務を忌避して危険性・有害性の確認・評価を十分にせずに規制対象外の物質に変更し、対策不十分により労働災害が発生**
(規制とのいたちごっこ)



(参考) 法、令、則、告示、通達について

○労働安全衛生法（安衛法）

- ・・・国会が定める。

労働安全衛生法施行令（安衛令）

- ・・・内閣が定める。法律で定めていない細部。
政令、施行令と言う。

労働安全衛生規則（安衛則）

有機溶剤中毒予防規則（有機則）

特定化学物質障害予防規則（特化則）

鉛中毒予防規則（鉛則）

粉じん障害防止規則（粉じん則）

など

- ・・・厚生労働大臣が定める。法律や政令で定めていない細部。
省令、特別規則（安衛則を除く）と言う。

○告示・・・「厚生労働大臣が定める者」、「厚生労働大臣が定めるところにより」 「厚生労働大臣が定める濃度の基準」等の詳細など

○通達・・・法律、政令、省令、告示の解釈など

自律管理型への転換

- ①国はリスクアセスメント対象物の数を増やす
- ②事業者はリスクアセスメントを行い、ばく露防止措置を選択する
- ③そのために、実施体制の整備が必要（事業場の内外）
- ④ 5年後を目途に、特別規制（有機則、特化則等）を廃止するか検討するなど



報道関係者各位

化学物質による労働災害防止のための新たな規制について

～「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令」の公布～

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上労働災害（がん等の遅発性疾病を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

厚生労働省では、今後、円滑な移行に向けた周知の徹底や啓発活動に取り組むことで、化学物質による労働災害の防止を一層推進していきます。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則

厚生労働省HP



リスクアセスメント対象物の追加スケジュール

・ R3 : 674物質 ⇒ R5 : 2900物質

R3年 急性毒性、生殖細胞変異毒性、発がん性、生殖毒性のいずれかが区分1の物質

R4年 上記以外の健康有害性のいずれかが区分1の物質

R5年 健康有害性が区分1以外のもの 又は 危険性区分が有る物質

	2021	2022	2023	2024	2025	2026
政府による GHS 分類 モデルラベル・SDS 作成	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質
ラベル表示・SDS 交付・リスク アセスメント義務化	234 物質	約 700 物質	約 850 物質	150 – 300 物質	50 – 100 物質	50 – 100 物質

既存 GHS 分類済み物質

リスクアセスメント対象物質リスト
(職場のあんぜんサイト)



○危険性

絵表示	危険性・有害性の種類	危険有害性情報の例 ²³
	可燃性ガス（区分 1～2） 自然発火性ガス エアゾール（区分 1～2） 引火性液体（区分 1～3） 可燃性固体（区分 1） 自己反応性化学品（タイプ B～F） 自然発火性液体 自然発火性固体 自己発熱生化学品 水反応可燃性化学品 有機過酸化物（タイプ B～F） 鈍性化爆発物	極めて可燃性の高いガス 空気に触れると自然発火するおそれ 可燃性の高いエアゾールで 高压容器：熱すると破裂のおそれ 引火性の高い液体および蒸気 可燃性固体 熱すると火災または爆発のおそれ 空気に触れると自然発火 空気に触れると自然発火 自己発熱：火災のおそれ 水に触れると可燃性ガスを発生 熱すると火災のおそれ 火災または飛散危険性；鈍感化剤が減少した場合には爆発の危険性が増加
	酸化性ガス（区分 1） 酸化性液体（区分 1） 酸化性固体（区分 1）	発火または火災助長のおそれ；酸化性物質 火災または爆発のおそれ；強酸化性物質 火災助長のおそれ；酸化性物質
	爆発物（不安定爆発物、等級 1.1～1.4） 自己反応性化学品（タイプ A、B） 有機過酸化物（タイプ A、B）	爆発物；火災、爆風又は飛散危険性 熱すると火災または爆発のおそれ 熱すると爆発のそれ
	高压ガス（圧縮ガス、液化ガス、深冷液化ガス、溶解ガス）	高压ガス；熱すると爆発のおそれ 深冷液化ガス；凍傷または傷害のおそれ
	金属腐食性化学品（区分 1）	金属腐食のおそれ

○健康有害性

絵表示	危険性・有害性の種類	危険有害性情報の例
	急性毒性（区分 1～3）	（経口）飲み込むと生命に危険、飲み込むと有害 （経皮）皮膚に接触すると生命に危険、皮膚に接触すると有害 （吸入）吸入すると生命に危険、吸入すると有害
	皮膚腐食性（区分 1A、1B、1C） 重篤な眼の損傷（区分 1）	重篤な皮膚の薬傷・眼の損傷 重篤な眼の損傷
	呼吸器感作性（区分 1、1A、1B） 生殖細胞変異原性（区分 1～2） 発がん性（区分 1～2） 生殖毒性（区分 1～2） 特定標的臓器毒性（単回ばく露）（区分 1、2） 特定標的臓器毒性（反復ばく露）（区分 1、2） 誤えん有害性（区分 1）	吸入するとアレルギー、喘息または呼吸困難を起こすおそれ 遺伝性疾患のおそれ 発がんのおそれ、発がんのおそれの疑い 生殖能又は胎児への悪影響のおそれ、生殖能又は胎児への悪影響のおそれの疑い 臓器の障害、臓器の障害のおそれ 長期にわたる、または反復ばく露による臓器の障害 長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害のおそれ 飲み込んで気道に侵入すると生命に危険のおそれ
	急性毒性（区分 4） 皮膚刺激性（区分 2） 眼刺激性（区分 2A） 皮膚感作性（区分 1、1A、1B） 特定標的臓器毒性（単回ばく露） （区分 3：気道刺激性、麻酔作用）	（経口）飲み込むと有害 （経皮）皮膚に接触すると有害 （吸入）吸入すると有害 皮膚刺激、 強い眼刺激 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ （気道刺激性）呼吸器への刺激のおそれ （麻酔作用）眠気やめまいのおそれ

1-6 リスクアセスメント結果等に関する記録の作成と保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメントの結果と、その結果に基づき事業者が講ずる労働者の健康障害を防止するための措置の内容等は、関係労働者に周知するとともに、記録を作成し、次のリスクアセスメント実施までの期間（ただし、最低3年間）保存しなければなりません。

改正前の義務

下記の①と④のみ



改正後の義務

- ① リスクアセスメントの実施
- ② ばく露の程度を最小限（濃度基準値以下）とする 等（1-2参照）
- ③ リスクアセスメントの結果、結果に基づく措置の内容について記録
- ④ 労働者への周知
- ⑤ 記録の保存

リスクアセスメントの実施時期



法令上の義務（安衛則第34条の2の7第1項）

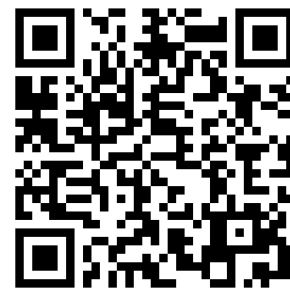
- ① リスクアセスメント対象物を原材料等として新規に採用し、又は変更するとき。
- ② リスクアセスメント対象物を製造し、又は取り扱う業務に係る作業の方法又は手順を新規に採用し、又は変更するとき。
- ③ リスクアセスメント対象物による危険性又は有害性等について変化が生じ、又は生ずるおそれがあるとき。

指針上の努力義務（化学物質リスクアセスメント指針）

- ① 化学物質等に係る労働災害が発生した場合であって、過去のリスクアセスメント等の内容に問題がある場合
- ② 前回のリスクアセスメント等から一定の期間が経過し、化学物質等に係る機械設備等の経年による劣化、労働者の入れ替わり等に伴う労働者の安全衛生に係る知識経験の変化、新たな安全衛生に係る知見の集積等があった場合
- ③ すでに製造し、取り扱っていた物質がリスクアセスメントの対象物質として新たに追加された場合など、当該化学物質等を製造し、又は取り扱う業務について過去にリスクアセスメント等を実施したことがない場合

リスクアセスメントの方法

職場のあんぜんサイト



①危険性を見積る方法の例

- ・ 数理モデル（**クリエイトシンプル**等）
- ・ 発生可能性と重篤度の組み合わせで見積る方法（マトリクス法等）

②有害性を見積る方法の例

- ・ 気中濃度を**実測**する方法（作業環境測定、個人ばく露測定、簡易測定（検知管、リアルタイムモニター等））
- ・ 数理モデル（**クリエイトシンプル**等）

③上記に準ずる方法

- ・ **特別規則（有機則、特化則等）**に規定されている措置を実施する方法
- ・ **業種別マニュアル**で定められた措置を実施する方法

「ばく露の程度」の指標

化学物質の「ばく露の程度」を示す指標として次のものがあります。

- ①**ばく露濃度**・・・ばく露濃度測定により得られる実測値
- ②**ばく露レベル**・・・揮発性・飛散性、取扱量等の作業条件からランク分けする
- ③**推定ばく露濃度**・・・揮発性・飛散性、取扱量、保護具等の作業条件から推定する

評価方法		ばく露濃度 測定法	コントロール バンディング 法	マトリクス法 (中災防方 式)	CREATE- SIMPLE法
ばく露の程度を示す 指標（形式）		ばく露濃度 (数値:〇〇ppm)	揮発性・飛散性ランク (大・中・小) 取扱量ランク (多量・中量・少量)	ばく露レベル (レベルⅠ～Ⅴ)	推定ばく露濃度 (数値:〇〇ppm)
評価項目	揮発性・飛散性	実 測	○	○	○
	取扱量		○	○	○
	換気条件			○	○
	身体への汚染			○	
	作業時間・頻度			○	○
	含有率				○
	スプレー作業				○
	塗布面積				○
	呼吸用保護具				○

CREATE-SIMPLEの入手（ダウンロード）

職場のあんぜんサイトより入手（ホーム > 化学物質のリスクアセスメント実施支援 > CREATE-SIMPLE）



化学物質のリスクアセスメント実施支援

CREATE-SIMPLE

対象：有害性（吸入、経皮吸収）・危険性

CREATE-SIMPLE (Chemical Risk Easy Assessment Tool, Edited for Service Industry and Multiple workplaces: クリエイト・シンプル) は、サービス業など幅広い業種にむけた簡単な化学物質リスクアセスメントツールです。

ばく露限界値（またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度）と化学物質の取扱条件等から推定したばく露濃度を比較する方法となっています。英国安全衛生庁（HSE）が作成した、HSE COSHH essentials などに基づく、リスクアセスメント手法における考え方を踏まえた、大量（数kL、数トン）の化学物質取扱事業者から極少量（数mL、数g）の化学物質を取扱う事業者まで、業種を問わず幅広い事業者が使用可能な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

また新機能として、米国NIOSHの手法などを踏まえたばく露限界値から算出した経皮ばく露限界値と取扱条件等から算出した経皮吸収量を比較する方法により、経皮吸収による有害性のリスクを見積もるとともに、GHS区分情報と取扱条件（着火源の有無等）から取扱物質の危険性についてもリスクを見積もる機能を追加した画期的な簡易なリスクアセスメント支援ツールです。

●特徴

- 労働者の化学物質へのばく露濃度を測定しなくても使用できる。
- 大量（数kL、数トン）から極少量（数mL、数g）まで幅広い化学物質取扱量に対応
- 選択肢から回答を選ぶだけで、簡単にリスクを見積もることが可能。
- リスク低減措置の検討も支援しており、どこを改善すればリスクが下がるかが確認可能。
- 厚生労働省類コントロール・バンディングでは考慮していない作業条件（換気や作業時間、作業頻度など）の効果も反映。
- 吸入による有害性リスクだけでなく、経皮吸収による有害性リスクや危険性についてもリスクの見積もりが可能。

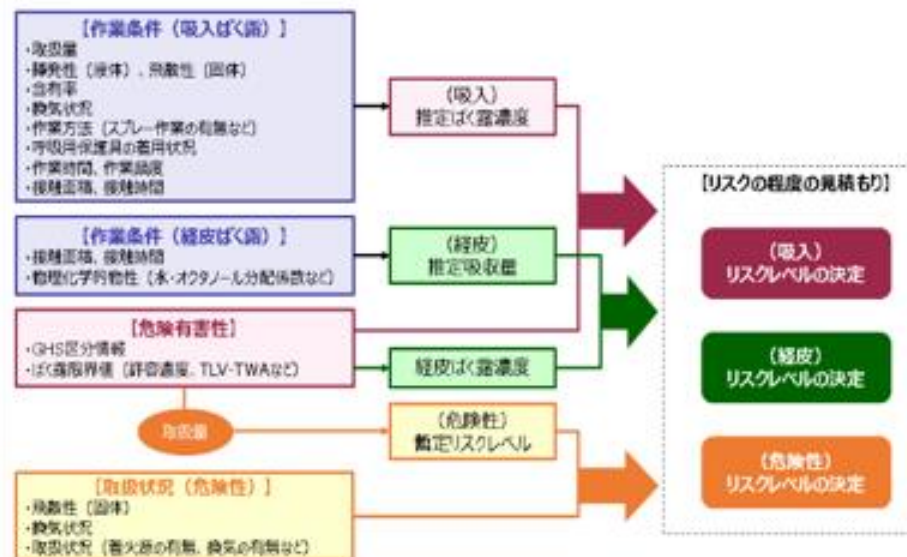
●手法

- （有害性）英国HSE COSHH essentials や米国NIOSH「A Strategy for Assigning New NIOSH Skin Notations」（2009）などを踏まえた吸入及び経皮吸収による有害性リスクを見積もる手法。
- （危険性）危険性に関するGHS区分情報と取扱条件（着火源の有無等）を踏まえて危険性リスクを見積もる手法。
- ばく露限界値（またはGHS区分情報に基づく管理目標濃度）と化学物質の取扱条件等から推定したばく露濃度を比較する方法。

●注意点

- 短時間のばく露による健康影響は対象外。
- 何らかの理由によりばく露が大きくなるような作業については、リスクを過小に見積る可能性がある。
- 危険性については、プロセスについては対象外としており、化学物質が潜在的に有する危険性に気づくことを主目的としているため、プロセスで用いる場合などは、労働安全衛生総合研究所が作成した「安衛研 リスクアセスメント等実施支援ツール」などをご利用ください。

CREATE-SIMPLEの流れは次のとおりです。



名称	マニュアル・参考	ツールへのリンク
CREATE-SIMPLE (クリエイト・シンプル)	- マニュアル - 設計基準	CREATE-SIMPLE

CREATE-SIMPLEはEXCELファイルです。
ここから入手（ダウンロード）できます。
マニュアルや設計基準も確認できます。



リスク低減措置の優先順位

【有害性の程度を下げる】

- 1 代替物質に変える・・・ばく露限界値が高い物質又はハザードレベルの低い物質への変更

【ばく露の程度（推定ばく露濃度）を下げる】

- 2 取扱量を減らす・・・化学物質の取扱量を減らす

- 3 揮発性・飛散性を下げる

液体の場合、高沸点溶剤の使用や取扱温度を低下し揮発性を下げる

固体の場合、粒子径を大きくし飛散性を下げる

- 4 含有率を下げる・・・対象化学物質を希釈して含有率を下げる

- 5 作業内容の変更・・・スプレー作業の中止や塗布面積を狭くする

- 6 換気措置の強化・・・密閉、遠隔操作、局排設置など工学的対策の実施

- 7 作業時間・作業頻度を下げる・・・取扱作業時間や作業頻度の低減（自動化・無人化も含む。）

- 8 呼吸用保護具の使用・・・防護係数の高い呼吸用保護具（電動ファン付き呼吸用保護具など）の使用と使用に際し密着性のテストの実施

1-2 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務

(1) 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置

① 労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される程度を、以下の方法等で最小限度にしなければなりません。

2023(R5).4.1施行

- i 代替物等を使用する
- ii 発散源を密閉する設備、局所排気装置または全体換気装置を設置し、稼働する
- iii 作業の方法を改善する
- iv 有効な呼吸用保護具を使用する

② リスクアセスメント対象物のうち、一定程度のばく露に抑えることで労働者に健康障害を生ずるおそれがない物質として

2024(R6).4.1施行

厚生労働大臣が定める物質（濃度基準値設定物質）は、屋内作業場で労働者がばく露される程度を、厚生労働大臣が定める濃度の基準（濃度基準値）以下としなければなりません。

技術指針

(2) (1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況についての労働者の意見聴取、記録作成・保存

(1)に基づく措置の内容と労働者のばく露の状況を、労働者の意見を聴く機会を設け、記録を作成し、3年間保存しなければなりません。

(1)①に関する部分

2023(R5).4.1施行

(1)②に関する

2024(R6).4.1施行

ただし、がん原性のある物質として厚生労働大臣が定めるもの（がん原性物質※）は30年間保存です。

※ リスクアセスメント対象物のうち、国が行うGHS分類の結果、発がん性区分1に該当する物質（エタノール及び特別管理物質を除く）。なお、当該物質を臨時に取り扱う場合は除く。

(3) リスクアセスメント対象物以外の物質にばく露される濃度を最小限とする努力義務

(1)①のリスクアセスメント対象物以外の物質も、労働者がばく露される程度を、(1)① i ~ ivの方法等で、最小限度にするように努めなければなりません。

努力義務

2023(R5).4.1施行

(2) について

1年を超えない期間ごとに1回、定期的に、
以下の内容について記録を作成する。

- ①ばく露低減措置の状況
- ②従事労働者のばく露状況
- ③従事労働者の氏名、作業概要、作業期間
- ④がん原性物質に著しく汚染したときはその概要と応急措置
- ⑤ばく露低減措置についての労働者の意見聴取状況



化学物質

リスクアセスメント**対象物**

RA**義務**（安衛法第57条の3）

リスクアセスメント対象物**以外**

RA**努力義務**（安衛法第28条の2）

濃度基準値**あり**

屋内作業場におけるばく露を**濃度基準値以下**にする義務（安衛則第577条の2第2項）

濃度基準値**なし**

（発がん性物質、特別規則の適用物質など）

ばく露を**最小限度※**にする義務
（安衛則第577条の2第1項）

※最小限度とは

日本産業衛生学会の許容濃度やACGIH（米国産業衛生専門家会議）のTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施する。

化学物質による健康障害防止のための
濃度の基準の適用等に関する**技術指針**

化学物質による健康障害防止のための濃度の基準 の適用等に関する技術指針



○濃度基準値とは

長期的な健康影響が発生しない安全な閾値

⇒発がん性が明確な物質には濃度基準値を設定できない（閾値がないので）。

⇒特別規則の適用がある物質には濃度基準値を設定していない（二重規制の防止のため）。

⇒物質ごとの濃度基準値の一覧は技術指針の別表 2 を参照

○2種類の濃度基準値

・8時間濃度基準値

長時間ばく露することにより健康障害が生じる物質に設定される

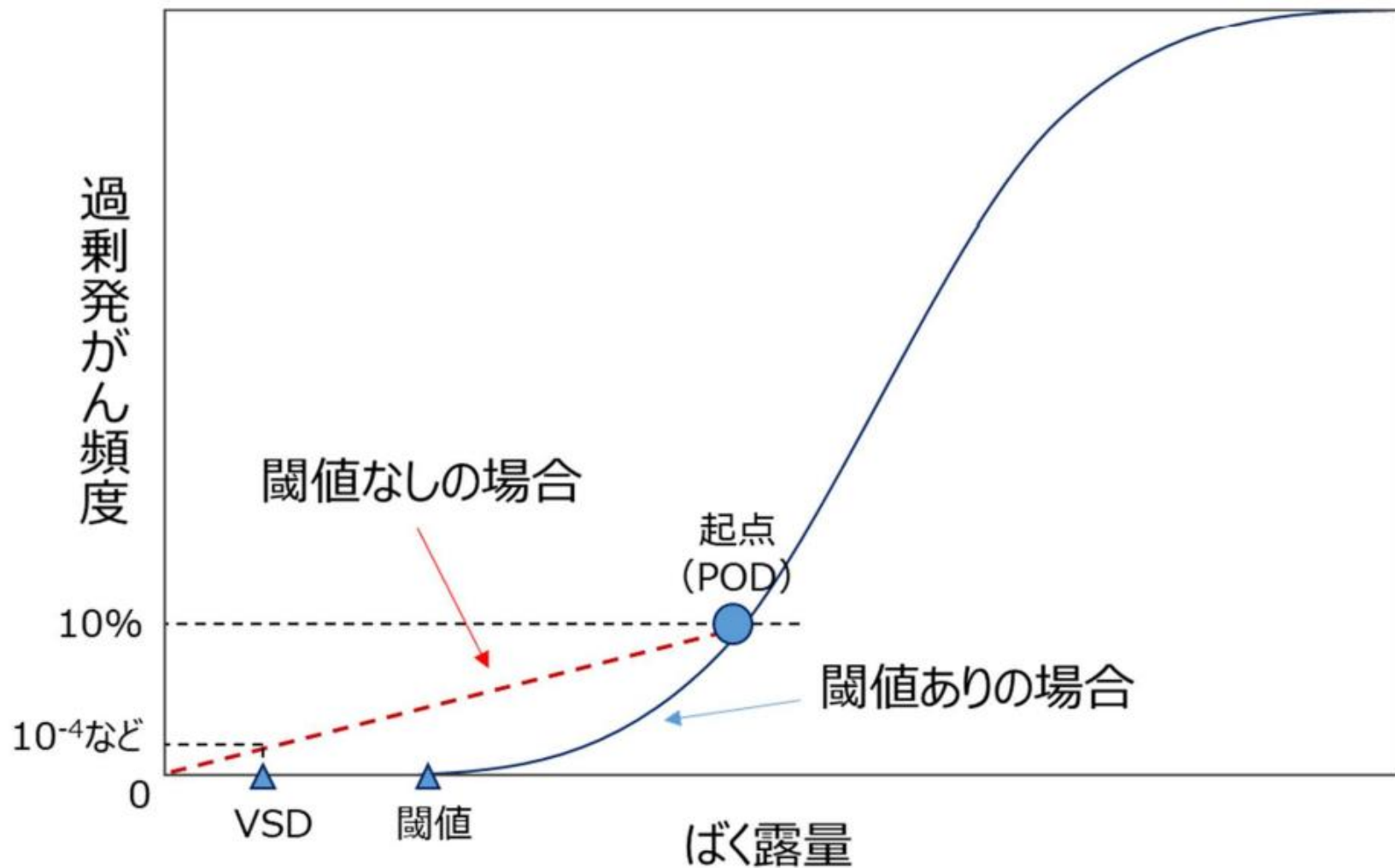
・短時間濃度基準値

短時間のばく露でも急性健康障害が生じる物質に設定される

⇒「濃度基準値がある」物質といっても、

片方の基準値がある or 両方の基準値がある場合がある。

発がん性が明確な物質には閾値がない⇒濃度基準値なし



○事業者の実施事項

濃度基準値がある物質について、リスクアセスメントによる作業内容の調査、場の測定の結果及び数理モデルによる解析の結果等を踏まえ、**労働者のばく露の程度※が、8時間濃度基準値の2分の1程度を超えると評価された場合は確認測定を実施**し、労働者のばく露の程度が濃度基準値を超えていないことを確認する。

※ばく露の程度とは

呼吸用保護具を使用していないときは労働者の呼吸域の濃度。

呼吸用保護具を使用しているときは呼吸用保護具の内側の濃度。

⇒呼吸域の濃度が濃度基準値を上回っていても、有効な呼吸用保護具により、労働者が暴露される物質の濃度を濃度基準値以下とすることは認められる。

○確認測定とは

- ・労働者のばく露の程度が濃度基準値以下であることを確認するための測定。
- ・労働者の身体に試料採取機器を装着し、労働者の呼吸域における濃度を測定する（個人ばく露測定）。
- ・確認測定は法令上の義務ではないが、労働基準監督機関等に対して、濃度基準値以下であることを明らかにできる必要がある。
- ・労働者のばく露の程度を濃度基準値以下とするために呼吸用保護具を使用する場合は、要求防護係数を算定する必要があるが、その算定の過程で、確認測定の結果が必要となる。
- ・作業環境測定士が行うことが望ましい。

○確認測定の頻度

①濃度基準値＜呼吸域の濃度

⇒少なくとも6か月に1回

②濃度基準値×1/2＜呼吸域の濃度＜濃度基準値

⇒一定の頻度（リスクアセスメントの結果等を勘案して事業者判断）

○濃度基準値の適用（義務と努力義務）

義務

① 8 時間加重平均値※ ≤ 8 時間濃度基準値

※ 1 日の労働時間のうち8時間を複数回に区切ってばく露濃度を測定し、それぞれの測定時間に応じた重みづけを行って算出された平均値

② 1 5 分間時間加重平均値※ ≤ 短時間濃度基準値

※ 1 日の労働時間のうち濃度が最も高くなると思われる 1 5 分間を複数回に区切ってばく露濃度を測定し、それぞれの測定時間に応じた重みづけを行って算出された平均値

⇒一方、義務規定だけでは以下のようなケースが発生する

①片方の濃度基準値がある場合（8時間あり、短時間なし）

仮に、1日の労働時間8時間のうち、ばく露時間が1時間であるとき、その1時間のばく露濃度が、8時間濃度基準値の8倍という高濃度であっても、許容されてしまう（義務の①では不十分）

②両方の濃度基準値がある場合

短時間のばく露であっても、1日のうち複数回、比較的高濃度でばく露した場合に、健康障害が発生するおそれがある（義務の②では不十分）。

③15分間よりも短い時間ばく露しただけでも、急性の健康影響を発生させることが明らかな物質がある（義務の②では不十分）。

④混合物に含まれる複数の化学物質が、それらの相互作用によって、毒性が増大するおそれがある（義務の①と②では不十分）。

努力義務

- ① 8時間濃度基準値 < 15分間時間加重平均値 < 8時間濃度基準値 × 3
- ② 8時間濃度基準値 < 15分間時間加重平均値 < 短時間濃度基準値となる
1日のばく露の最大の回数が4回を超えず
かつ
当該ばく露の間隔を1時間以上とする。
- ③ ばく露濃度のピーク（山頂） < 短時間濃度基準値
- ④ 物質ごとの「時間加重平均値（分子） / 濃度基準値（分母）」の合計が1を超えない

時間加重平均値とは

- 複数の測定値がある場合に、それぞれの測定を実施した時間（測定時間）に応じた重み付けを行って算出される平均値

$$CTWA = \frac{(C_1 \cdot T_1 + C_2 \cdot T_2 + \dots + C_n \cdot T_n)}{(T_1 + T_2 + \dots + T_n)}$$

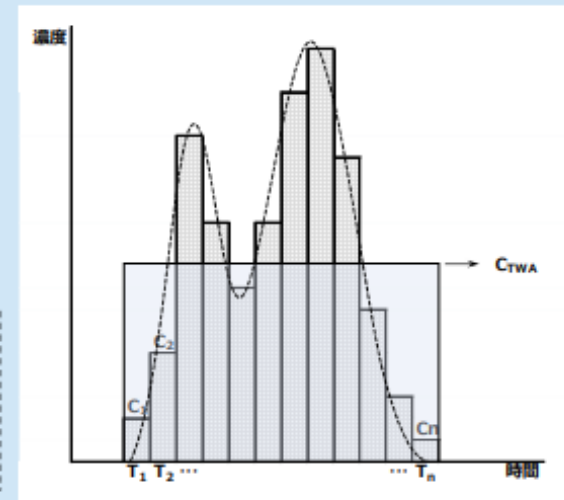
CTWA : 時間加重平均値

T₁、T₂、…、T_n : 濃度測定における測定時間

C₁、C₂、…、C_n : それぞれの測定時間に対する測定値

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 8 \text{ 時間} \rightarrow 8 \text{ 時間時間加重平均値}$

$T_1 + T_2 + \dots + T_n = 15 \text{ 分間} \rightarrow 15 \text{ 分間時間加重平均値}$



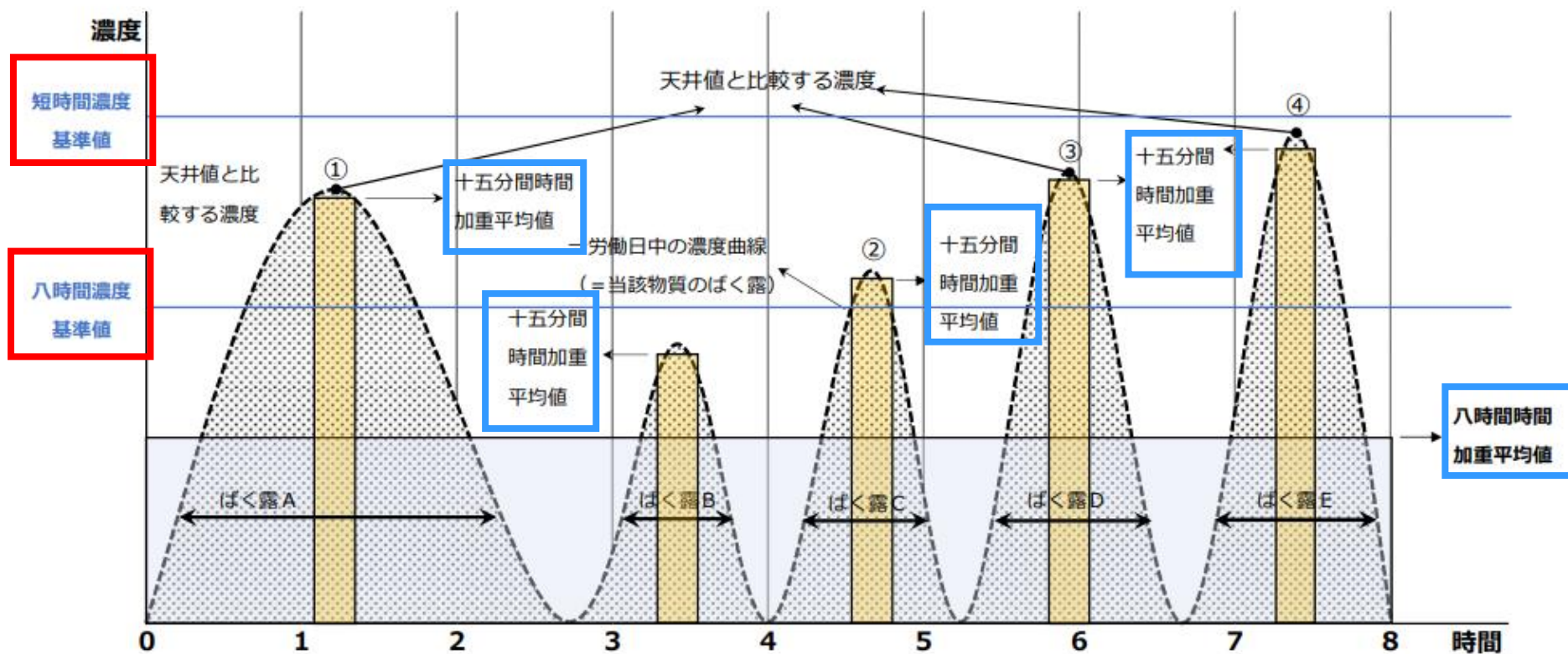
計算例

- 1日8時間の労働時間のうち、化学物質にばく露する作業を行う時間（ばく露作業時間）が4時間、ばく露作業時間以外の時間が4時間の場合で、濃度測定の結果、2時間の濃度が 0.1 mg/m³、残り2時間の濃度が 0.21 mg/m³、4時間の濃度が 0 mg/m³であった場合

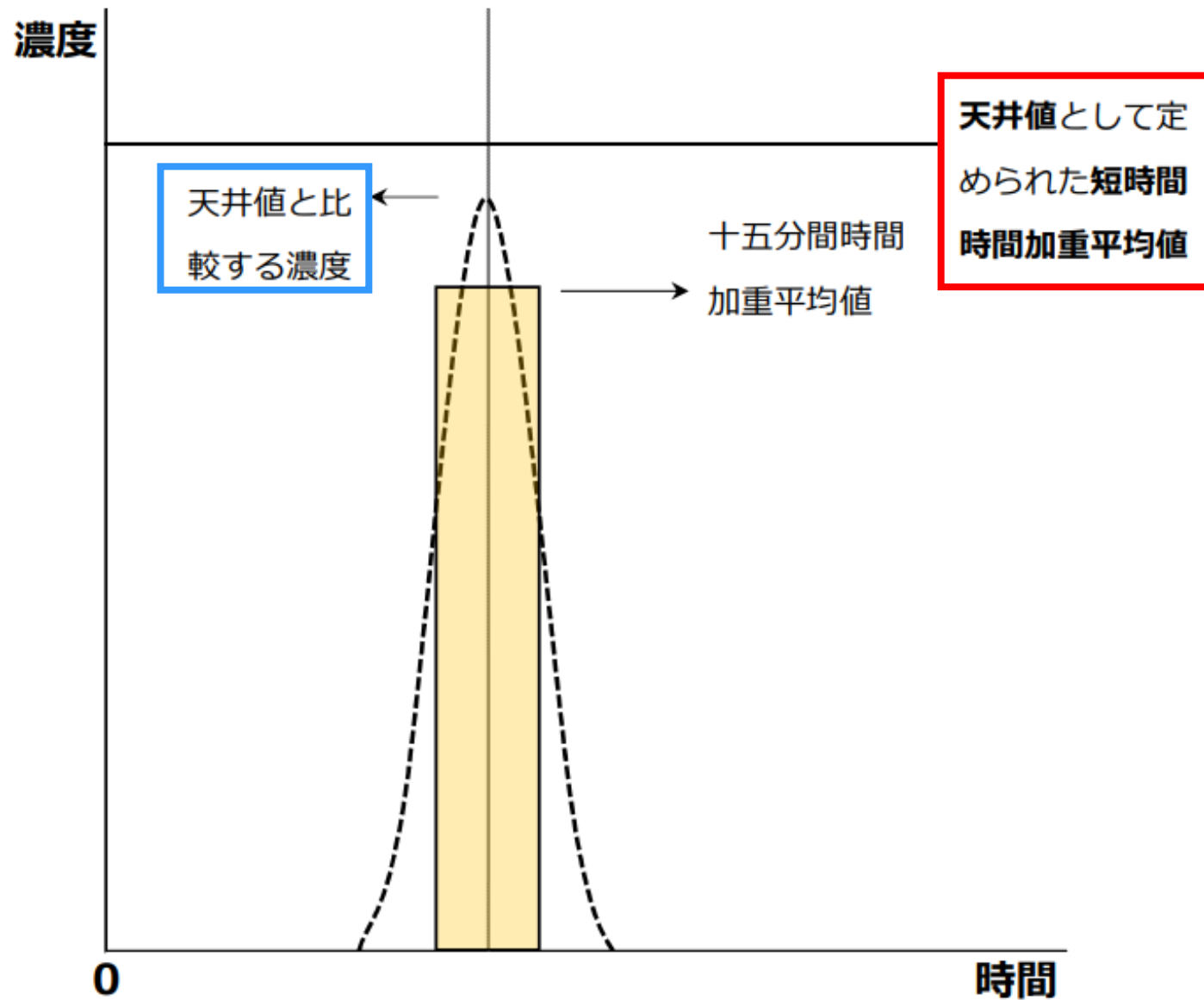
$$C_{TWA} = \frac{0.1 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0.21 \text{ mg/m}^3 \times 2 \text{ 時間} + 0 \text{ mg/m}^3 \times 4 \text{ 時間}}{2 \text{ 時間} + 2 \text{ 時間} + 4 \text{ 時間}}$$

$$= 0.078 \text{ mg/m}^3$$

濃度基準値と時間加重平均値のイメージ



天井値とばく露濃度のピークのイメージ



1-8 リスクアセスメント対象物に関する事業者の義務（健康診断等）

(1) リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講じるばく露低減措置等の一環としての健康診断の実施・記録作成等

2024(R6).4.1施行

- リスクアセスメントの結果に基づき事業者が自ら選択して講ずるばく露低減措置等の一環として、リスクアセスメント対象物による健康影響の確認のため、事業者は、労働者の意見を聴き、必要があると認めるときは、医師等（医師または歯科医師）が必要と認める項目の健康診断を行い、その結果に基づき必要な措置を講じなければなりません。
- 1-2(1)②の濃度基準値設定物質について、労働者が濃度基準値を超えてばく露したおそれがあるときは、速やかに、医師等による健康診断を実施しなければなりません。
- 上記の健康診断を実施した場合は、その記録を作成し、**5年間**（がん原性物質に関する健康診断は**30年間**）保存しなければなりません。

(2) がん原性物質の作業記録の保存

2023(R5).4.1施行

リスクアセスメント対象物のうち、労働者にがん原性物質を製造し、または取り扱う業務を行わせる場合は、その業務の作業歴を記録しなければなりません。また、その記録を**30年間保存**しなければなりません。

パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から抜粋

- ・ 特別規則（有機則、特化則等）に基づく特殊健康診断は引き続き実施義務あり。

（実施頻度の緩和措置あり ⇒ 詳細はパンフレットの項目5）

さらに、リスクアセスメント対象物を製造し、
又は取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、

- ・ リスクアセスメントの結果に基づいて
- ・ 関係労働者の意見を聴き
- ・ 必要があると認めるとき（※1）は
- ・ 医師又は歯科医師が必要と認める項目（※2）

について、健康診断を実施する義務もある。

※1、※2は今後示される予定。



- ・ 濃度基準を超えてばく露したおそれがあるとは

- ① 大量漏洩

- ② ばく露防止措置の不備（防毒マスクの不使用等）

- ③ 濃度測定を行った結果が濃度基準値を超えている

- ・ がん原性物質とは

リスクアセスメント対象物のうち、国によるGHS分類の結果、発がん性が区分1（1A又は1B）に分類されたもの。

ただし、エタノール及び特別管理物質（特化則で規制）は除く。

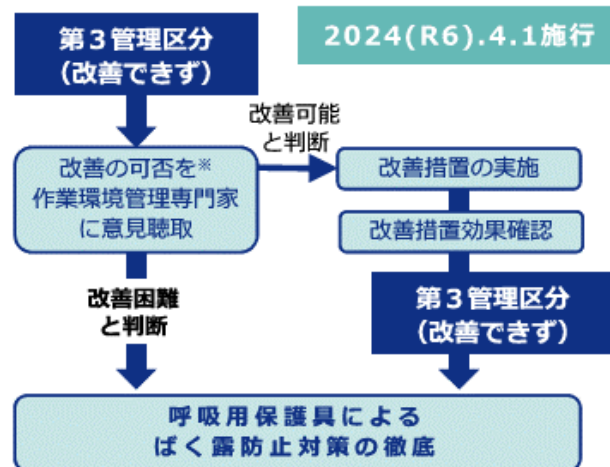
がん原生物質一覧



6 作業環境測定結果が第3管理区分の事業場に対する措置の強化

(1) 作業環境測定の評価結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 当該作業場所の作業環境の改善の可否と、改善できる場合の改善方策について、外部の作業環境管理専門家の意見を聴かなければなりません。
- ② ①の結果、当該場所の作業環境の改善が可能な場合、必要な改善措置を講じ、その効果を確認するための濃度測定を行い、結果を評価しなければなりません。



※作業環境管理専門家の要件は通達で示しています。

(2) (1)①で作業環境管理専門家が改善困難と判断した場合と (1)②の測定評価の結果が第3管理区分に区分された場合の義務

- ① 個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② ①の呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

- ※ ③ 保護具着用管理責任者を選任し、(2)①、②及び(3)①、②の管理、作業主任者等の職務に対する指導(いずれも呼吸用保護具に関する事項に限る。)等を担当させること。
- ④ (1)①の作業環境管理専門家の意見の概要と、(1)②の措置と評価の結果を労働者に周知すること。
 - ⑤ 上記措置を講じたときは、遅滞なくこの措置の内容を所轄労働基準監督署に届出を提出すること。

R4年厚労省告示341号
(基発1130第1号)
+
R5年厚労省告示174号
(基発0417第4号)

パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から抜粋

※ (2) の③の場合において、作業主任者が保護具着用管理責任者を兼任することは不可。

R4年厚労省告示341号
(基発1130第1号)
+
R5年厚労省告示174号
(基発0417第4号)

(3) (2)の場所の評価結果が改善するまでの間の義務

- ① 6か月以内ごとに1回、定期的に、個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定を行い、その結果に応じて労働者に有効な呼吸用保護具を使用させること。
- ② 1年以内ごとに1回、定期的に、呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認すること。

(4) その他

- ① (2)①と(3)①で実施した個人サンプリング測定等による測定結果、測定結果の評価結果を保存すること（粉じんは7年間、クロム酸等は30年間）。
- ② (2)②と(3)②で実施した呼吸用保護具の装着確認結果を3年間保存すること。

パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から抜粋

化学物質

リスクアセスメント対象物
RA義務（安衛法第57条の3）

リスクアセスメント対象物以外
RA努力義務（安衛法第28条の2）

濃度基準値あり

屋内作業場におけるばく露を濃度基準値
以下にする義務（安衛則第577条の2第2項）

濃度基準値なし

（発がん性物質、特別規則の適用物質など）

ばく露を最小限度※にする義務
（安衛則第577条の2第1項）

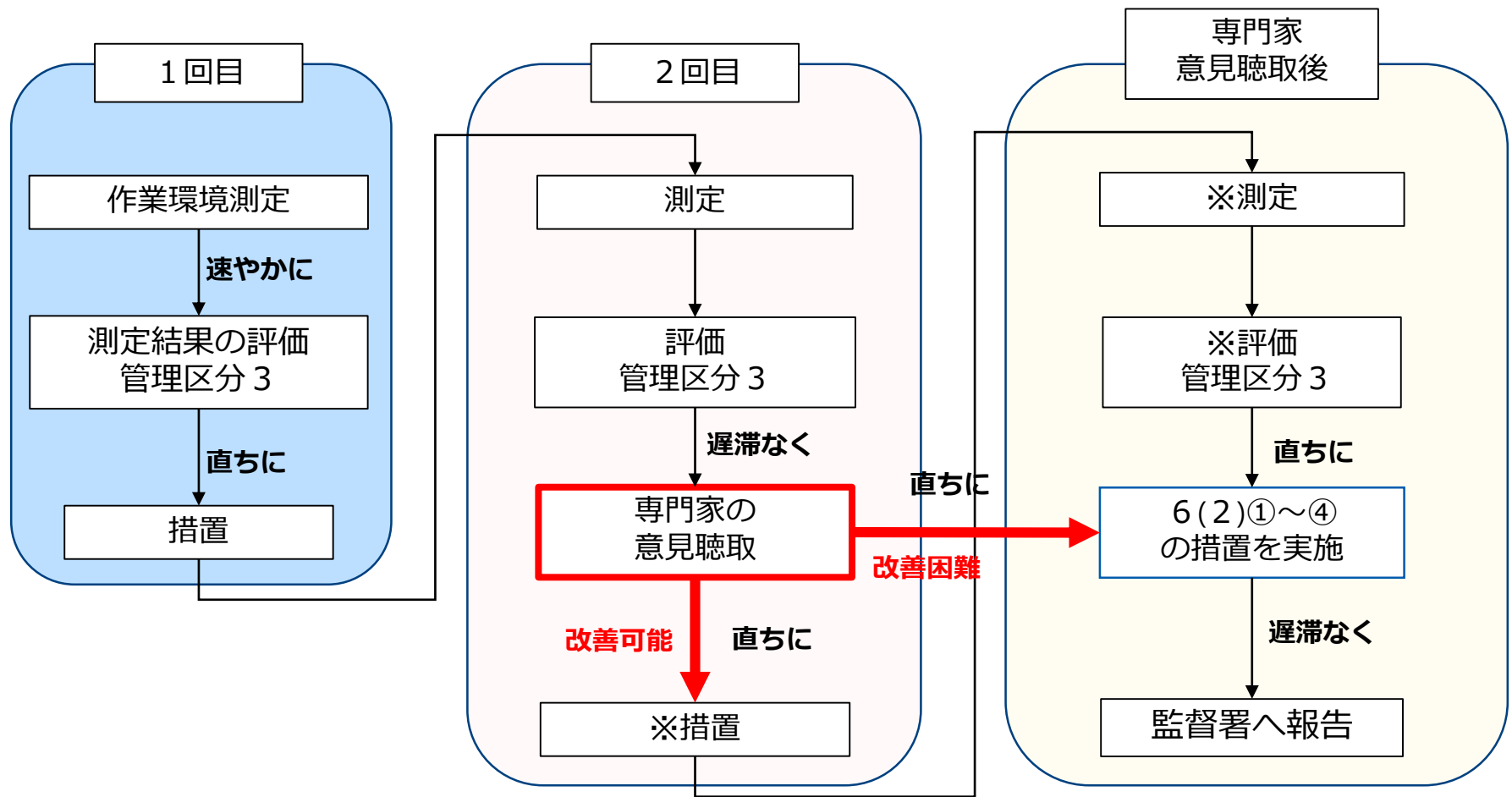
※最小限度とは

日本産業衛生学会の許容濃度やACGIH（米国産業衛生専門家会議）のTLV-TWA等が設定されている物質については、これらの値を参考にリスクアセスメントを実施する。

化学物質による健康障害防止のための
濃度の基準の適用等に関する技術指針

・作業環境管理専門家の要件

- ①化学物質管理専門家
- ②労働衛生コンサルタント（試験区分が労働衛生工学の合格者）又は労働安全コンサルタント（試験区分が化学の合格者）であって3年以上の化学物質又は粉じんの管理業務
- ③衛生工学衛生管理者として6年以上
- ④衛生管理士（労働衛生コンサルタント試験（労働衛生工学）合格者）に選任された者で3年以上の業務経験
- ⑤作業環境測定士として6年以上
- ⑥作業環境測定士として4年以上の業務経験かつ公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する研修又は講習修了
- ⑦オキュペイショナル・ハイジニスト資格保有者等



(Q&A)

Q：作業環境測定の結果が第3管理区分となり、措置の実施後に第2管理区分となったが、その半年後に再度第3管理区分となった場合も、外部の作業環境管理専門家の意見聴取は必要か？

A：作業環境測定の結果が2回連続で第3管理区分となった場合に、遅滞なく外部の専門家の意見聴取を義務付けたものであるため、3→2→3となった場合は意見聴取不要。

法令改正に関するQ&A



「個人サンプリング測定等による化学物質の濃度測定」とは (スライド47の(2)① と スライド48の(3)①)

有機溶剤等の濃度測定は、作業環境測定か個人ばく露測定のいずれかにより測定する。

	作業環境測定	個人ばく露測定
有機溶剤	C・D測定の実施が原則 (全ての有機溶剤を取り扱う作業で測定可能) C・D測定できない場合 A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)	実施可能 (有機溶剤を取り扱う全ての作業で測定可能)
鉛	C・D測定を実施	実施可能
特定化学物質	C・D測定の実施が原則 (ベリリウムおよびその化合物他25物質 ※ 1)) C・D測定できない場合 A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)	実施可能 (測定対象物質はベリリウムとその化合物他25物質 ※ 2)
粉じん	C・D測定の実施が原則(※ 1) (遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く) A・B測定の実施 (C・D測定ができない作業に限る)	実施可能 (遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く)

※ 1 施行までの間に作業環境測定基準（昭和51年労働省告示第46号）を改正し、C・D測定の測定対象物等（有機溶剤は全ての作業、特定化学物質はアクリロニトリル他12物質、粉じん（遊離けい酸の含有率が極めて高いものを除く。））が追加される予定。

※ 2 施行までの間に本告示を改正し、個人ばく露測定の測定対象物質が追加（アクリロニトリル他12物質）される予定。

(参考) 個人サンプリング法 (C・D測定) と個人ばく露測定の比較

	個人サンプリング法	個人ばく露測定 (確認測定等)
目的	作業環境中の 気中濃度の把握	個人ばく露量の把握
サンプリング器具	個人サンプラー	個人サンプラー
サンプリング位置	呼吸域	呼吸域
法令	作業環境測定の一部 (法令上の義務。ただし、個人サンプリング法を採用するかは事業者判断)	法令上の義務ではない
測定数	均等ばく露作業ごとに 5人以上	最も高いばく露を受ける労働者 (長時間測定では2名以上の測定が望ましい)
測定時間	・ C測定：均等ばく露作業の全ての時間 ・ D測定：15分間	・ 長時間測定は8時間 ・ 短時間測定は15分間
測定値	測定時間における加重平均濃度 (⇒測定値を統計処理し、 第一評価値や第二評価値を算出)	・ (原則) 8時間時間加重平均値 ・ 15分間時間加重平均値
基準値 (測定値の比較対象)	管理濃度	8時間及び短時間の ばく露限界値 (濃度基準値等)

(参考) 測定値による比較

(例)

1日(8時間)のうち、有害物質にばく露する作業時間が4時間であり、この4時間のばく露濃度の測定値が40ppmの場合

⇒ ・ **個人サンプリング法**による測定値は**40ppm**

・ **個人ばく露測定**による測定値は**20ppm**

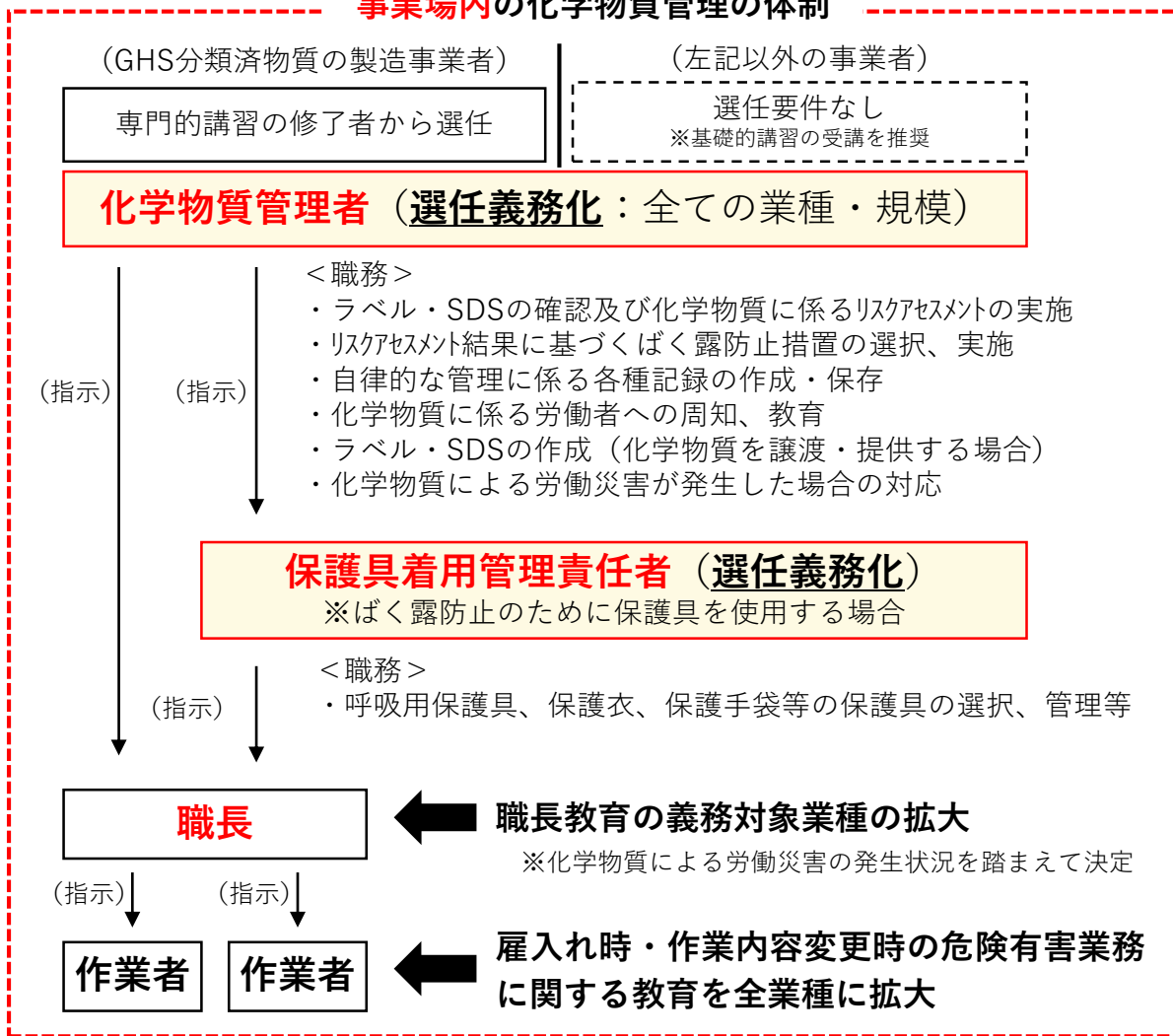
($40\text{ppm} \times 4\text{時間} / 8\text{時間} = 20\text{ppm}$)

⇒短時間作業では、個人サンプリング法で評価する場合、作業の実態よりも厳しい評価となる(安全側に立つ評価)。

⇒**個人ばく露測定による評価は、作業の実態に近い評価。**

化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

事業場内の化学物質管理体制



(事業場外部)

- ・ **化学物質管理専門家**
- ・ **作業環境管理専門家**

専門家による相談・助言・指導

確保・育成

- ・ 国、業界団体、関係機関が協力して育成
- ・ 中小企業向けの相談・支援体制の整備
- ・ 化学物質専門家の国家資格化の検討

管理体制の整備（事業場の内外）



- 化学物質管理者（内部）

リスクアセスメントの実施責任者（パンフレットの2－1）

- 保護具着用管理責任者（内部）

リスクアセスメントの実施結果に基づく措置の実施責任者（パ2－2）

- 化学物質管理専門家（外部※）

① 労災発生時等の改善等に関する助言（パ1－7）

② 管理水準が一定以上の認定条件（パ4）

※①については、同一法人の別事業場に属する者でも可

- 作業環境管理専門家（外部）

作業環境測定結果が第3管理区分のときの意見（パ6）

2-1 化学物質管理者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメント対象物を**製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場（業種・規模要件なし）**

- ・ **個別の作業現場毎ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごと**に化学物質管理者を選任します。
- ・ 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- ・ 事業場の状況に応じ、複数名の選任も可能です。

(2) 選任要件

化学物質の管理に関わる業務を適切に実施できる能力を有する者

リスクアセスメント対象物の 製造事業場	専門的講習※の修了者 (12時間コース)
リスクアセスメント対象物の 製造事業場以外 の事業場	資格要件なし (専門的講習 実習 を除く 6時間コース の受講を推奨)

※ 専門的講習のカリキュラムは、右図のとおりです。

	科目	時間
講義	化学物質の危険性及び有害性並びに表示等	2時間 30分
	化学物質の危険性又は有害性等の調査	3時間
	化学物質の危険性又は有害性等の調査の結果に基づく措置等その他必要な記録等	2時間
	化学物質を原因とする災害発生時の対応	30分
	関係法令	1時間
実習	化学物質の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置等	3時間

(3) 職務

- ラベル・SDS等の確認及び化学物質に係る
リスクアセスメントの実施管理
- リスクアセスメント**結果に基づくばく露防止措置の選択、実施の管理
- 化学物質の自律的な管理に関わる各種記録の作成・保存
- 化学物質の自律的な管理に関わる労働者への周知、教育
- ラベル・SDSの作成（リスクアセスメント対象物の製造事業場の場合）
- リスクアセスメント対象物による労働災害が発生した場合の対応

・化学物質管理者とは

ラベル・SDS等の作成管理、リスクアセスメントの実施等、化学物質の管理に関わるもので、リスクアセスメント対象物に対する対策を適切に進める上で不可欠な職務を管理する者

・リスクアセスメント対象物を取り扱う作業工程が密閉化や自動化されているため、労働者にばく露するおそれがない場合でも選任必要。

・密閉された状態の製品を保管するだけで、容器の開閉を伴わない場合や、火災や震災後の復旧、事故等が生じた場合の対応等、応急対応のためにのみ臨時的にリスクアセスメント対象物を取り扱う場合は選任を要しない。

・譲渡提供を目的として、混合や精製など、化学品の組成の変更を伴う作業を行う事業場は製造事業場に該当する（Q & A）

- ・ 相応する業務をなし得る権限を有する役職に就いている者を選任するのが望ましい。また、職務を適正に行える範囲で、他の職務と兼務することは差し支えない。一方で、事業場内の労働者から選任するのが原則。（Q & A）

- ・ 選任したときに労働基準監督署への届出不要だが、氏名の掲示や腕章イントラネット等によって、関係労働者に周知する必要がある。

- ・ 専門的講習は社内で自ら行えば足りる。
（外部講習を受けることが望ましい。）

一般社団法人兵庫
労働基準連合会HP



2-2 保護具着用管理責任者の選任の義務化

(1) 選任が必要な事業場 ※

2024(R6).4.1施行

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

(2) 選任要件

保護具について一定の経験及び知識を有する者（令和4年5月31日付け基発0531第9号通達のとおり）

(3) 職務

有効な保護具の選択、労働者の使用状況の管理その他保護具の管理に関わる業務

パンフレット「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」から抜粋

※特別規則（有機則や特化則等）における第3管理区分作業場において、作業環境の改善が困難であると作業環境管理専門家が判断した場合にも、保護具着用管理責任者の選任が必要（6（2）③を参照）。

- ・ 保護具着用管理責任者の選任要件

- ①化学物質管理専門家の要件に該当
- ②作業環境管理専門家の要件に該当
- ③労働衛生コンサルタント試験合格
- ④第1種衛生管理者免許又は衛生工学衛生管理者免許保有者
- ⑤有機溶剤作業主任者技能講習等の修了者
- ⑥安全衛生推進者の資格保有者

- ・ 上記の①～⑥に該当する者がいないときは、
「保護具の管理に関する教育※」の受講者

※カリキュラム（基安化発1226第1号）

神戸西労働基準協会HP



- ①保護具着用管理0.5時間
- ②保護具に関する知識3.0時間
- ③労働災害の防止に関する知識1.0時間
- ④関係法令0.5時間
- ⑤保護具の使用等方法（実技）1.0時間

- ・ 上記の①～⑥に該当するときでも、受講が望ましい

- ・ 保護具着用管理責任者の職務内容

- ①保護具の適正な選択

- ②保護具の適正な使用

- ③保護具の保守管理

- ・ 事業場ごとに選任することが必要。

- ・ 選任したときは、監督署への届出不要だが、事業場に揭示、腕章や帽子の着用 イントラネットワークにより関係労働者に周知が必要

(Q & A)

Q：保護具着用管理者と化学物質管理者等との兼務は可能か？

A：適切に職務が行える範囲で兼務可。ただし、特別規則（有機則や特化則等）における第3管理区分作業場において、作業環境の改善が困難であると作業環境管理専門家が判断した場合等の措置として保護具着用管理責任者を選任する場合は、作業主任者との兼務は不可（6（2）③を参照）。

新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【1／2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
化学物質 管理体系の 見直し	ラベル表示・通知しなければならない化学物質の追加 (1-1) 【法第57条、法第57条の2、令別表第9】			●
	ばく露を最小限にすること【安衛則第577条の2第1項】 ばく露を濃度基準値以下にすること【安衛則第577条の2第2項】 (1-2(1))		●	●
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存 (1-2(1)) 【安衛則第577条の2第2項～4項】(令和5年4月1日～) 【安衛則第577条の2第10項～12項】(令和6年4月1日～)		●	
	皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止(健康障害を起こすおそれのある物質) (1-3) 【安衛則第594条の2、3】		●	●
	衛生委員会付議事項の追加 (1-4) 【安衛則第22条】		●	●
	がん等の遅発性疾病の把握強化 (1-5) 【安衛則第97条の2】		●	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存 (1-6) 【安衛則第34条の2の8】		●	
	化学物質労災発生事業場への労働基準監督署長による指示 (1-7) 【安衛則第34条の2の10】			●
	リスクアセスメントに基づく健康診断の実施・記録作成等 (1-8(1)) 【安衛則第577条の2第3項～10項】			●
	がん原生物質の作業記録の保存 (1-8(2)) 【安衛則第577条の2第3項】(令和5年4月1日～) 【安衛則第577条の2第11項】(令和6年4月1日～)		●	

新たな化学物質規制項目の施行期日まとめ【2／2】

	規 制 項 目	令和4年 4月1日	令和5年 4月1日	令和6年 4月1日
実施体制の確	化学物質管理者・保護具着用管理責任者の選任義務化 (2-1、2-2) 【安衛則第12条の5、6】			●
	雇入れ時等教育の拡充(2-3) 【安衛則第35条】			●
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大 (2-4) 【安衛施行令第19条】		●	
情報伝達の強化	SDS等による通知方法の柔軟化(3-1) 【安衛則第34条の2第3項】	●		
	SDS等の「人体に及ぼす作用」の定期確認および更新(3-2) 【安衛則第24条の15第1項及び第3項】、【第34条の2の5第2項及び第3項】		●	
	SDS等による通知事項の追加および含有量表示の適正化(3-3) 【安衛則第24条の15第1項、第34条の2の4、第34条の2の6】			●
	事業場内別容器保管時の措置の強化 (3-4) 【安衛則第33条の2】		●	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大 (3-5) 【安衛施行令第9条の3】		●	
	管理水準良好事業場の特別規則等適用除外(4) 【特化則第2条の3、有機則第4条の2、鉛則第3条の2、粉じん則第3条の2】		●	
	特殊健康診断の実施頻度の緩和(5) 【特化則第39条第4項、有機則第29条第6項、鉛則第53条第4項、四アルキル鉛則第22条4項】		●	
	第3管理区分事業場の措置強化(6) 【特化則第36条の3の2、有機則第28条の3の2、鉛則第52条の3の2、粉じん則第26条の3の2】			●

委託事業

1. 電話、メール等による相談窓口を設置

- ・ 職場で使用する化学物質のラベルやSDSに関すること
- ・ リスクアセスメントの実施方法、CREATE-SIMPLE（簡易なリスクアセスメント支援ツール）の使用方法
- ・ 新たな化学物質管理の制度の内容 など

TEL: 050-5577-4862 FAX: 03-5642-6145

E-mail: soudan@technohill.co.jp

受付時間：平日10:00～17:00（12:00～13:00を除く）

令和5年4月3日から令和6年3月18日まで（土日祝日、国民の休日、年末年始を除く。）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社

2. 専門家によるリスクアセスメントの訪問支援

中小規模事業場を対象に、事業場の要望に応じて専門家を派遣し、リスクアセスメント等の支援を実施
支援内容

- ・ 新たな化学物質規制への対応について
- ・ 化学物質のリスクアセスメント方法
- ・ GHSラベルやSDSの読み方
- ・ リスクを低減するための対策 など

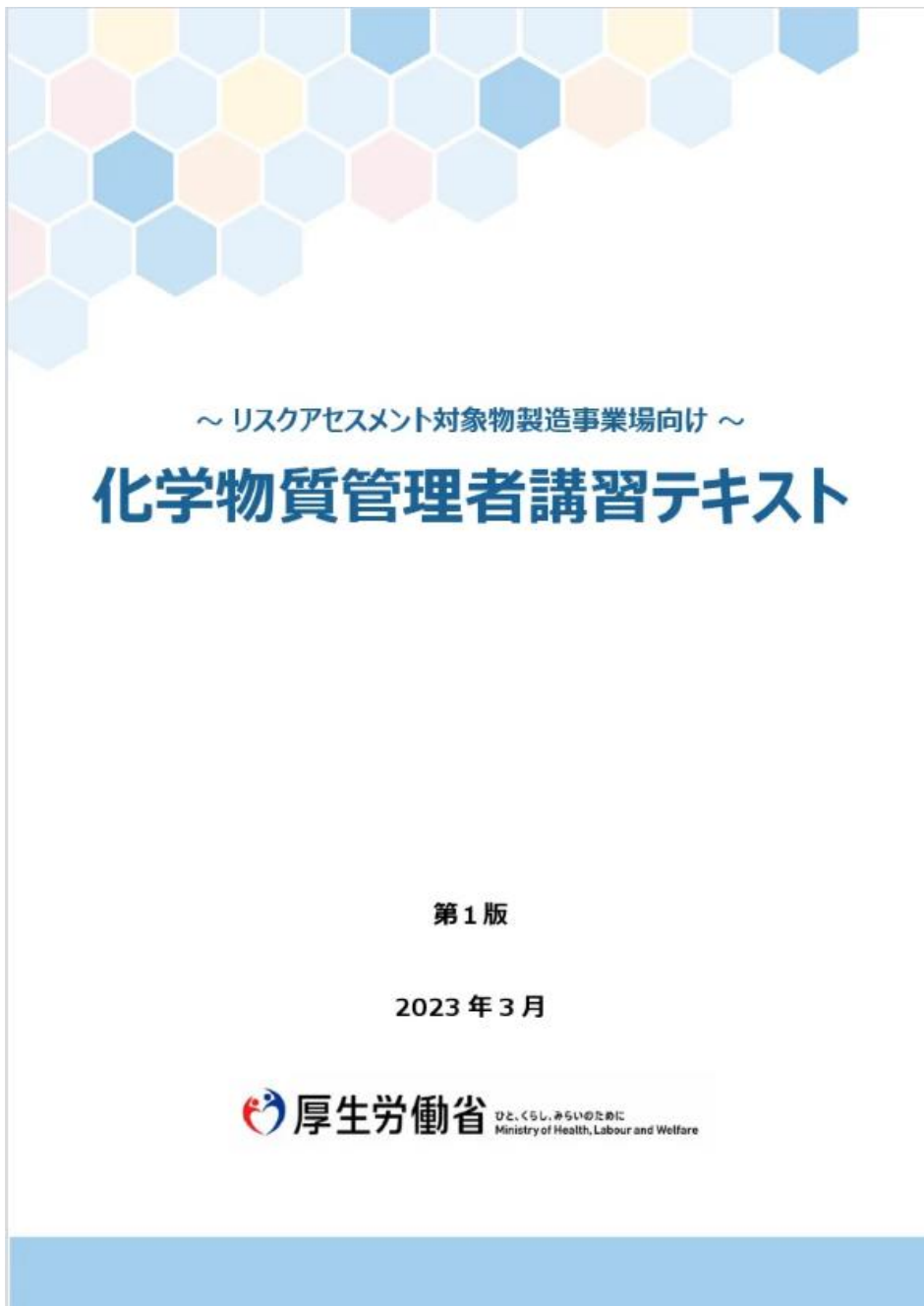
**訪問支援については、申込多数のため、
9/1（金）をもって新規の申込受付を中止。
現在、再開可否も含め調整中。なお、
相談窓口は引き続き実施。**

⇒11/9（木）より新規申込の受付再開

TEL: 03-6231-0133 FAX: 03-5642-6145

申込受付時間：令和5年4月3日～令和6年1月31日正午まで（訪問可能期間は2月28日まで）

令和5年度委託先：テクノヒル株式会社



- ・ 化学物質管理者用のテキスト



- ・ 施行通達
(令和4年基発0531第9号)



- ・ 厚生労働省のHP（法令改正）



お知らせ（全国労働衛生週間など）



第74回 全国労働衛生週間

令和5年10月1日(日)～7日(土) [準備期間：9月1日～30日]

兵庫労働局では、令和5年度を初年度とする兵庫第14次労働災害防止推進5か年計画を策定し、「自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発」等、8つの重点事項を定め、労働災害の防止や働く人の健康保持・増進に向けた取組を推進しています。

全国労働衛生週間は、事業場における労働衛生意識を高め、自主的な職場の労働衛生管理活動を促すための強化期間です。

事業場においては、準備期間と本週間の自主的な取組を通じて、**こころとからだの健康職場**を実現しましょう！

全国労働衛生週間スローガン

**目指そうよ二刀流
こころとからだの
健康職場**

準備期間（9月1日～30日）に実施する事項

以下の重点事項をはじめとして、日常の労働衛生活動の総点検を行いましょう

- 過重労働による健康障害防止対策
- 職場におけるメンタルヘルス対策
- 職場における転倒・腰痛災害の予防対策
- 化学物質による健康障害防止対策
- 石綿による健康障害防止対策
- 職場の受動喫煙防止対策
- 治療と仕事の両立支援対策
- 職場の熱中症予防対策の推進
- テレワークでの労働者の作業環境、健康確保
- 小規模事業場における産業保健活動の充実
- 女性の健康課題への取組

本週間（10月1日～7日）に実施する事項

- 事業者または総括安全衛生管理者による職場巡視
- 労働衛生旗の掲揚およびスローガンなどの掲示
- 労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示
- その他労働衛生の意識高揚のための行事などの実施

主催 厚生労働省、中央労働災害防止協会

[【詳しくはこちら】](#)

協賛 建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会



・ 全国労働衛生週間とは
自主的な労働衛生の取組を
促すための強化期間

・ 自発的な安全衛生対策の取
組みは14次計画の重点の1つ

兵庫労働局HP



衛生週間の準備期間（9月）は下記の強化月間

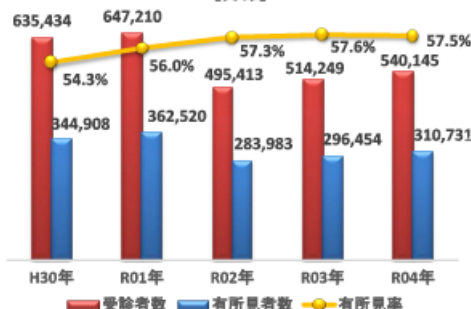
職場の健康診断実施強化月間

実施期間 令和5年9月1日～30日

厚生労働省では、労働安全衛生法に基づく事業者による健康診断及び事後措置の実施を改めて徹底するため、平成25年から全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、集中的・重点的な啓発に取り組んでいます。

各事業場におかれましては、健康診断と健康診断実施後の事後措置等を適切に実施していただきますようお願いいたします。

定期健康診断受診者数・有所見者数・有所見率の推移
【兵庫】



重点事項

●健康診断の実施と記録の保存

労働安全衛生法に基づき、労働者に対し、医師による健康診断を実施しましょう。また、労働者は事業者が行う健康診断を受けましょう。また、健康診断の結果に基づき、個人票を作成し、5年間保存しましょう。

●健康診断実施後の措置

健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者については、医師等から就業上の措置について意見聴取（通常勤務、就業制限、要休業等）を行う必要があります。また、事業者は医師等の意見を踏まえて就業上の措置を講じ労働者の健康保持増進を図る必要があります。

●健康診断の結果に基づく保健指導

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認められる労働者に対し、医師又は保健師による保健指導（日常生活面での指導、健康管理に関する情報の提供、再検査・精密検査の受診勧奨治療の受診勧奨等）を受けさせるよう努めましょう。

●医療保険者と連携した健康保持増進（コラボヘルス）

高齢者の医療の確保に関する法律や健康保険法に基づき、医療保険者から、労働安全衛生法に基づく労働者の定期健康診断結果を求められた際には、健康診断結果を医療保険者に提供しましょう。

医療保険者と積極的に連携し、労働者の健康づくりを効果的・効率的に進めましょう。

●地域産業保健センターの活用

労働者数50人未満の事業場に対する支援（健康診断結果についての医師からの意見聴取、長時間労働者に対する面接指導、産業医等の事業場訪問による保健指導等）を活用しましょう。

粉じん障害防止総合対策推進強化月間

実施期間 令和5年9月1日～9月30日

趣旨

粉じん障害の防止については、昭和56年以降、9次にわたって総合対策に取り組みましたが、兵庫労働局管内におけるじん肺新規有所見者数は、大幅な減少は認められるものの依然として毎年発生しています。

よって「兵庫労働局第10次粉じん障害防止総合対策5か年計画」（令和5年度から令和9年度）を新たに策定し、「粉じん障害を防止するため事業者が重点的に講ずべき措置」を示すとともに、9月を「粉じん障害防止総合対策推進強化月間」と定め、より一層の対策の徹底を図ります。

重点事項

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底
- ◆ ずい道等建設工事における粉じん対策
- ◆ じん肺健診の着実な実施
- ◆ 離職後の健康管理の推進
- ◆ アーク溶接作業、金属等の研磨作業に係る粉じん対策

『粉じん障害防止対策に関する意識高揚と自主的な粉じん障害防止対策のとりくみを！』

1 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底

- ◆ 呼吸用保護具の適正な選択と使用の徹底、及び保守管理の推進
- ◆ 保護具着用管理責任者の選任と職務の励行
- ◆ 電動ファン付き呼吸用保護具の使用の推進
- ◆ 作業環境測定の結果が第三管理区分の作業場所に対する措置の強化への取組

2 ずい道等建設工事における粉じん対策

- ◆ 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」に基づく対策の徹底
- ◆ 元方事業者は、粉じん対策に係る計画の調整、教育に対する指導援助、清掃作業日の統一、関係請負人に対する技術上の指導等の実施

治療と仕事の両立支援の取組事例を募集しています！

治療と仕事の両立支援の取組をアピールしましょう！

事業場における治療と仕事の両立支援（以下「両立支援」という。）の取組事例を集めています。ご応募いただいた事例を選考の上、事例集として取りまとめ、兵庫県地域両立支援推進チーム（※）の構成員のHPに掲載する他、各種説明会において配布する等、広くPRさせていただきます。また、取組事業場一覧をHPに掲載させていただくことも検討しています。

※兵庫労働局（事務局）では、県内の地方自治体、医療機関、関係団体等を構成員とするチームを設置し、県内における両立支援の推進を図っています。

① 応募対象 兵庫県内にある事業場

② 応募方法 応募様式（記載例は裏面）に記載の上、下記メールアドレスまで送信してください。

③ 応募先メールアドレス
kenkouka-hyougokkyoku@mhlw.go.jp

① HP掲載期間 令和9年3月末までを予定
（都合により途中で掲載を終了することがあります。）

② 下記リンク先の『応募様式』をダウンロードして下さい。



兵庫労働局 治療と仕事の両立支援



【問合せ先】
兵庫県地域両立支援推進チーム
好事例集作成部会 事務局
兵庫労働局労働基準部健康課
両立支援担当者
所在地：神戸市中央区東川崎町1-1-3
電話番号：078-367-9153



治療と仕事の両立支援とは？

近年、医療の進歩により、かつては「不治の病」とされていた疾病においては生存率が向上し、「長く付き合う病気」に変化しつつあり、疾病を抱える労働者の就業可能性は向上しています。

その一方で、仕事上の理由で適切な治療が受けられない場合や、疾病に対する職場の理解や支援体制不足等により、離職に至ってしまうケースがみられます。

事業場において両立支援に取組むことは、労働者の健康確保という意義とともに、継続的な人材の確保、労働者の安心感やモチベーションの向上による人材の定着をもたらす、その結果として企業業績の向上等にもつながることが期待されます。

両立支援を行うための環境整備

- ①経営トップによる基本方針の表明
- ②労働者等への意識啓発
- ③相談窓口の設置
- ④休暇制度や勤務制度の整備など

事業場のメリット

- ①労働者の健康確保
- ②継続的な人材の確保
- ③労働者のモチベーション向上
- ④健康経営の実現
- ⑤多様な人材活用による組織の活性化

労働者のメリット

- ①病気の増悪防止
- ②仕事の継続による収入の確保
- ③安心感やモチベーションの向上
- ④働くことによる社会貢献

両立支援について詳しく知りたい方は以下のQRコードをご活用ください。



【ガイドライン】



【マニュアル】



【両立支援ナビ】

応募用紙 記載例

問1 事業場における、労働者の治療と仕事の両立支援状況を選択してください。

- ☒ 1 支援に向けた環境整備を含め、具体的な支援を実施した（環境整備＋支援の実施）。
☐ 2 環境整備を行ったが、具体的な支援は実施していない（環境整備のみ実施）。
☐ 3 環境整備を行っていないが、具体的な支援は実施した（支援のみ実施）。

※環境整備と支援の具体的な内容は問3をご参照ください。

問2 環境整備や支援のきっかけを記載してください。

人手不足に悩まされる中、社員が長期的な治療が必要な病気に罹患したことがきっかけです。
 社員に長く働いてもらうためには、組織的な治療と仕事の両立支援が必要だと感じました。

問3 次の中から、実施した環境整備や支援事項を選択してください。

（複数選択可 別添「両立支援の取組一覧」参照）

環境整備事項

- ☒ 1 基本方針の表明
☐ 2 事業場内ルールの作成
☒ 3 研修の実施
☒ 4 相談窓口の設置（個人情報の保護を含む）
☒ 5 時間単位の年次有給休暇
☐ 6 傷病休暇・病気休暇
☐ 7 時差出勤
☐ 8 短時間勤務
☐ 9 テレワーク
☐ 10 試し出勤制度

支援事項

- ☒ 11 関係者の連携
☒ 12 両立支援コーディネーターの育成
☒ 13 両立支援プラン等の策定
☐ 14 就業上の措置
☐ 15 周囲の者の負担軽減
☐ 16 その他（概要記載欄）

（裏面に続く）

問4 問3で選択した事項の具体的な取組内容や、取組を行う際に配慮したことを記載してください。

1 基本方針の表明

治療を継続しながら社員が安心して働けるよう、職場環境の整備に取り組むことを社長が宣言し、社員に周知しています。

3 研修の実施

兵庫さんぽセンターが実施するセミナー等を活用し、治療と仕事の両立支援について社員への研修を実施しています。

4 相談窓口の設置

総務部門に相談窓口を設置し社員に周知しています。なお、相談内容等については慎重に取り扱う必要があるため、「事業場における労働者の健康情報等の取扱規定を策定するための手引き」（厚生労働省作成）を参考に、社内における情報の取扱権限等を定めました。

5 時間単位の年次有給休暇

退院後の通院において、社員から1日単位の休暇制度では使い勝手が悪いという意見があったので、労使協定を結んだうえで、年5日分の1時間単位年休制度を設けました。

1 1関係者の連携、1 2両立支援コーディネーターの育成、1 3両立支援プランの作成

〇〇年、社員が〇〇病に罹患し、休職して治療が必要になった時、総務担当者（両立支援コーディネーター）が、主治医と産業医の間に入り、復職に向けた支援を行い、現在は職場で元気に働いています。

なお、主治医や産業医とのやり取りにおいて、「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」（厚生労働省作成）に掲載されている様式を活用しました。

問5 両立支援に取り組んでみて、感じたことを記載してください。

- ・労働者が離職することなく仕事を継続できたので、収入の確保につながりました。
- ・労働者が入院や通院、療養のための時間を確保できるよう環境整備等を行いました。病気の副作用等により健康状態が悪化し、離職に至ってしまいました。

以上で質問は終了です。ありがとうございました。

終

ご清聴ありがとうございました。

